

広島県告示第二百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

| | | | | | |
|----------|------|----------------|--|--|--|
| 尾道市 | 群市・町 | | | | |
| 因島田熊町 | 町 | | | | |
| | 大字 | | | | |
| 亀甲山 | 字 | | | | |
| 一〇二二番四 | 地番 | 甲一〇二二番 | | | |
| 標柱一号及び六号 | 標柱番号 | 標柱二号、三号、四号及び五号 | | | |